

令和 4 年度国家公安委員会及び警察庁における政策評価実施計画

行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号）第7条第1項の規定、「政策評価に関する基本方針」（平成17年12月16日閣議決定）及び「国家公安委員会及び警察庁における政策評価に関する基本計画」（平成30年8月国家公安委員会・警察庁決定。以下「基本計画」という。）に基づき、令和4年度の実施計画を下記のとおり定める。

記

1 計画期間

この計画の計画期間は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までとする。

2 事後評価

(1) 実績評価方式による評価等

基本計画第6の3(1)アで定める政策の体系は別添のとおりとし、基本目標3業績目標2、基本目標5業績目標1、2及び3並びに基本目標7業績目標1について令和3年度を評価期間とする評価書を作成する。

なお、別添のうち評価を実施しないものについては、モニタリング（「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」（平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承）に定める実績の測定をいう。以下同じ。）を実施することとするが、モニタリングの結果等により評価の必要があると認められる場合には、この限りでない。

(2) 事業評価方式による評価

令和4年度においては、事業評価方式による評価は実施しない。

3 事前評価

新規に開始しようとする政策のうち、国民の権利・利益に重大な影響を及ぼす規制、租税特別措置等、多額の支出を伴う事業その他国民生活や社会経済に与える影響が大きいものについて、随時必要に応じて実施する。

政策の体系

基本目標 1 市民生活の安全と平穏の確保

- 業績目標 1 総合的な犯罪抑止対策の推進
- 業績目標 2 地域警察官による街頭活動及び初動警察活動の強化
- 業績目標 3 悪質商法等の防止及び環境破壊等の防止

基本目標 2 犯罪捜査の的確な推進

- 業績目標 1 重要犯罪・重要窃盗犯の検挙向上
- 業績目標 2 政治・行政・経済の構造的不正の追及の強化
- 業績目標 3 捜査への科学技術の活用
- 業績目標 4 被疑者取調べの適正化

基本目標 3 組織犯罪対策の強化

- 業績目標 1 暴力団等犯罪組織の存立基盤の弱体化
- 業績目標 2 オレオレ詐欺をはじめとする特殊詐欺の捜査活動及び予防活動の強化
- 業績目標 3 国際組織犯罪対策の強化

基本目標 4 安全かつ快適な交通の確保

- 業績目標 1 歩行者・自転車利用者の安全確保
- 業績目標 2 運転者対策の推進
- 業績目標 3 道路交通環境の整備

基本目標 5 国の公安の維持

- 業績目標 1 重大テロ事案等を含む警備犯罪への的確な対処
- 業績目標 2 災害への的確な対処
- 業績目標 3 対日有害活動、国際テロ等の未然防止及びこれら事案への的確な対処

基本目標 6 犯罪被害者等の支援の充実

- 業績目標 1 犯罪被害者等に対する経済的支援・精神的支援等総合的な支援の充実

基本目標 7 デジタル社会の安全・安心の確保

- 業績目標 1 サイバー事案対策の強化

※ 下線は令和4年度に評価を実施する施策